

住民税

控除・減額には 申告が必要になります

すでに住宅ローン控除を受けている人

平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から住民税への税源移譲により所得税から控除しきれなかった額がある人は、翌年度の住民税(所得割)から控除することができます。

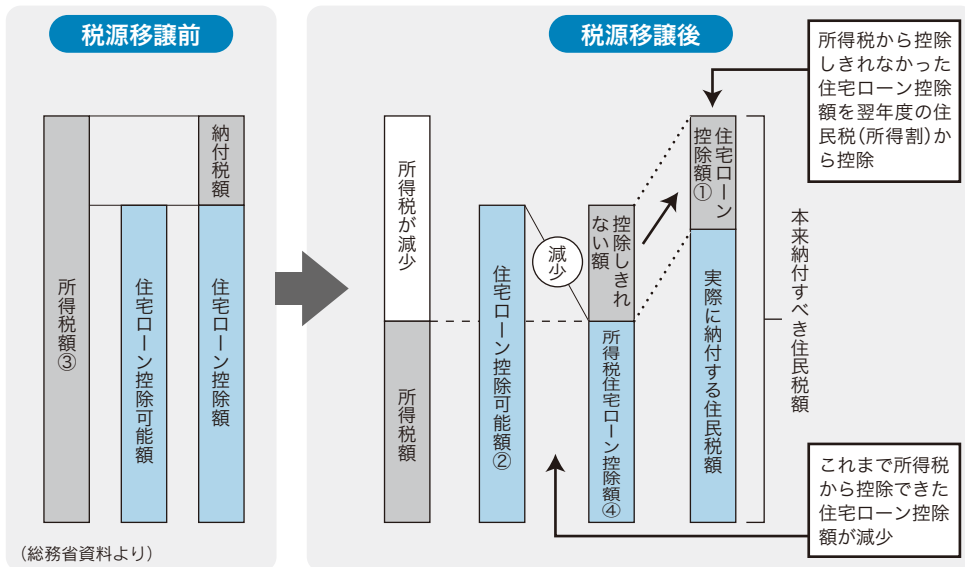
提出方法

確定申告をする人で該当する場合は、「市町村民税道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を確定申告書とともに提出してください。給与所得で年末調整をしている人は、年末調整とは別に源泉徴収票を添付して市税務課に「申告書」を提出してください。

提出期限 3月17日(月)

転居した人については平成20年1月1日現在在住の市区町村へ提出してください。

平成20年以降、住民税の住宅



- 「住民税の住宅ローン控除額①」は、「住宅ローン控除可能額②」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額③」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額④」を差し引いた金額となります。
- 給与所得で年末調整をしている人は、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となります。

ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。
平成19年以降
住宅ローン控除を受ける人
平成19年以降に入居した人に

は、所得税において新たな住宅ローン控除制度の特例(従来の方式)と「控除率を引き下げて控除期間を延長する方式(10年から15年に延長)」から選択が可能が設けられました。

◆平成19年中の所得が

大幅に減額となった場合

税源移譲に伴う税制改正では、ほとんどの人は所得税が減り、その分住民税が増えるようになります。しかし、退職などの特別な理由により、平成19年中の所得が大きく下がり、所得税が掛からない場合は、税源移譲による負担減の影響は受けられない一方、平成19年度分の住民税は税源移譲による負担増の影響を受けることとなります。これに伴い、すでに納付済みの住民税額(平成19年度分)から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

対象

次のいずれにも該当する人
○平成19年度住民税の課税所得金額(分離課税分を除く)が、所得税との人的控除の差の合計額より多い人

○平成20年度住民税の課税所得金額(分離課税分を含む)が、所得税との人的控除の差の合計額以下の人
申請方法
住所地(平成19年1月1日現在の市区町村)に減額申告書を提出してください

申請期間 7月1日(火)～7月31日(木)

○この制度は平成19年度分住民税にのみ適用されます

○平成19年中に亡くなった人や海外へ転出して平成20年1月1日現在国内に居住していない人には、この制度は適用されません

○寄付金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった人には、この制度は適用されません

※所得税と住民税の住宅ローン控除について、詳細な内容や手続き方法などは「広報なりた」2月1日号などお知らせする予定です。くわしくは税務課(☎20-1513)へ。

農業用施設

付近では遊ばないで

農業用施設の用排水路などにおける人身事故が発生しています。特に休日や冬休み期間については幼児・児童の水難事故が多発しており大変危険です。

用排水路や水門、揚排水機場などで子どもたちが遊ばないように注意してください。
※くわしくは農政課(☎20-1542)へ。

建築確認・検査

手続きが変更されました

一昨年に発覚した構造計算書偽装事件のような問題を二度と起こ

さないよう「建築確認・検査の厳格化」を大きな柱とする建築基準法などの一部改正が行われ、6月20日から建築確認・検査の手続きが変わりました。

変更の概要は次のとおりです。
○構造計算適合性判定制度の導入
○審査期間の延長
○指針に基づく厳格な審査の実施
建築主の皆さんは、設計者などとよく相談し余裕のあるスケジュールの設定をお願いします。

※くわしくは建築指導課(☎20-1564)へ。

冬季の省エネルギー対策

室温は20度以下を目安に

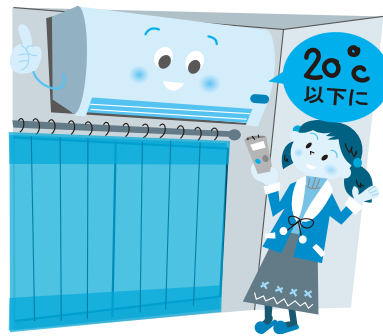
冬はエネルギーの消費が増大します。普段以上に省エネに心掛

るよう、ご協力をお願いします。
冬の省エネ

○暖房は、室温20度以下を目安に温度調節をしましょう
○不必要な暖房機器の使用は控えましょう

こまめに省エネしましょう

○冷蔵庫内は季節に合わせて温度調整を行い、ものを詰め込み過ぎないようにしましょう
○長時間使わない電気製品のプ



伊能歌舞伎公演であいさつする小泉市長

市長日誌

(11月16日～30日)

- 16日 成田空港周辺地域共生財団講演会
- 17日 産業まつり(～18日)
- 18日 伊能歌舞伎公演
- 19日 地域包括支援センター等運営協議会
- 20日 成田市生涯大学院グラウンド・ゴルフ交流大会
- 21日 成田市表彰式
成田赤十字病院地域医療支援病院運営委員会
- 22日 成田商工会議所永年勤続優良従業員表彰式
成田市まちづくり茶論
- 23日 大栄ふるさとふれあいまつり
ミラフォレスト2007点灯式
- 24日 明治大学・成田社会人大学修了式
- 25日 千葉県B&G海洋センターバレーボール大会
- 26日 中国咸陽市友好訪問団来敬訪問
成田用水事業推進協議会
国際空港都市づくりに関する懇談会
- 27日 成田市老人クラブ連合会軽スポーツ大会
議会運営委員会
定例記者会見
- 28日 成田山総門建立落慶式
- 30日 市議会開会



第3回成田市まちづくり茶論

今回のテーマは子育て支援

ラグは、こまめに抜くようにしましょう
○料理の下ごしらえに電子レンジを活用しましょう
○テレビをつけたままほかの用事をしないようにしましょう
○お風呂は間隔を置かずに入るようにし、できるだけ追いだきをしないようにしましょう
※くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。

10月24日(水)、桜田小学校図書室において第3回「成田市まちづくり茶論」を開催しました。今回は、桜田小学校家庭教育学級とNPO法人子どもプラザ成田の皆さんが参加し「子育て支援について」をテーマに、子育てにおける悩みや問題点などさまざまな意見交換が行われました。

意見交換の詳細については、市民支援課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sosiki/shien/shien/index.html>)や行政資料室で会議録を公開しています。ぜひご覧ください。

●今後の「成田市まちづくり茶論」

の予定

- 1月24日(木)：「ごみの減量化などについて」
 - 2月21日(木)：「独り暮らし高齢者の見守りネットワークと介護予防事業について」
- ※くわしくは市民支援課(☎20-1507)へ。



市長と市民の交流の場として

今月の納税

- ①国民健康保険税(第6期分)
- ②介護保険料(第6期分)
- ③固定資産税・都市計画税(第3期分)

納期はいずれも12月16日(日)～28日(金)です。

※くわしくは①保険年金課(☎20-1526)②介護保険課(☎20-1545)③資産税課(☎20-1514)へ。

納期内の納付にご協力をお願いします。

トイレのくみ取り

**年内の申し込みは
19日までに**

12月はトイレのくみ取り依頼が集中するため、皆さんが希望する日に作業ができない場合があります。年内に作業を希望する人は、12月19日(水)までに申し込んでください。

20日以降の申し込みは、年明けの作業となります。「早めの連絡・早めのくみ取り」にご協力をお願いします。

※くわしくは環境衛生課(☎20-1531)へ。下総・大栄地区の人は、香取広域市町村圏事務組合(☎0478-178-1182)へ。

公共下水道への接続

**トイレの水洗化は
3年以内に**

公共下水道の利用ができるようになると、皆さんの家庭で以前から使用している浄化槽トイレやくみ取り便所を、公共下水道に直接流すことができます。そして、3年以内に水洗トイレに改造することが下水道法で義務付けられてい

ます。処理区域内の土地所有者、使用者または占有者は、なるべく早く台所や風呂、洗濯などの汚水・雑排水を公共下水道に直接流すための排水設備を設置しなければなりません。

このように排水設備の設置やトイレの水洗化改造の義務付けをすることは、公共下水道が完成したことによって1日も早く地域の生活環境の改善を達成しようというものですので、皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

また、公示後1年以内の工事であれば、30,000円(公示後1年を超え3年以内の工事であれば、25,000円)の改造資金補助金を助成、または融資のあっせんおよび利子補給(借入額30万円を限度をしています)。

※くわしくは下水道課(☎20-1553)へ。



外国人のための相談窓口

市内で生活する外国人のために、市では相談窓口を開設しています。皆さんの近くに、言葉や生活のことなど身近な問題で困っている人がいたら、ぜひ教えてあげてください。行政に関する相談なども行っています。対応できる外国語は英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語の4か国語です。

相談日時=毎月第2・4金曜日 午後1時~4時
会場=市役所2階201会議室
相談内容=日常生活の諸問題
対応できる外国語=英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語
費用=無料
※受け付けは市民支援課(☎20-1507)で行います。

英語

SERVICE FOR FOREIGNERS

- ◆Date Every 2nd and 4th Friday
- ◆Time 1:00 P.M.~4:00 P.M.
- ◆Place Meeting Room 2F Narita City Hall
- ◆Subject To advise and help you solve problems you encounter while living in NARITA
- ◆Languages available English, Chinese, Portuguese, and Spanish
- ◆Charge Free
- ◆Inquiry "SHIMINSHIENKA" ☎0476-20-1507

中国語

外国人咨询窗口

- ◆咨询日 毎月第二和第四星期五
- ◆咨询时间 下午1:00~下午4:00
- ◆咨询地点 市役所 2楼 会議室
- ◆咨询内容 日常生活的各种問題
- ◆咨询語言 英語/中国語/葡萄牙語/西班牙語
- ◆咨询費 免費
- ◆查詢電話 "市民支援課" ☎0476-20-1507

ポルトガル語

SERVIÇO DE ACESSORIA AOS ESTRANGEIROS

- ◆Período 2ª e a 4ª semana de 5ª feira do mês
- ◆Horário 13:00 Hs~16:00 Hs
- ◆Local Prefeitura de NARITA 2º Andar "Soudan Coona"
- ◆Objetivo Serviço de informação aos Estrangeiros para orientar e ajudar a resolver eventuais problemas do cotidiano
- ◆Atendimento em português, espanhol, inglês, chinês
- ◆Serviço gratuito
- ◆Informação "SHIMINSHIENKA" ☎0476-20-1507

スペイン語

SE ABRIRÁ UNA VENTANILLA DE CONSULTA PARA LOS EXTRANJEROS

- ◆Fecha segundo y cuarto viernes
- ◆Horario 13:00~16:00
- ◆Lugar segundo piso del edificio (municipalidad) "Sodan Couna"
- ◆Contenido de consulta problemas varios de la vida diaria
- ◆Se atenderá en inglés, chino, portugués, español
- ◆Costo gratuito
- ◆Información "SHIMINSHIENKA" ☎0476-20-1507